

項目		内容																																				
1	工事名称	市営住宅火災報知設備改修工事																																				
2	工事場所	伊賀市 長田他 地内																																				
3	工事概要	市営住宅に設置されている住宅用火災警報器を交換する工事 一式																																				
4	工事内容	<p>(1) 住宅用火災警報器（煙感知式・電池式）の交換 （居室及び住戸内階段に各1箇所 計295箇所）</p> <p>(2) 産業廃棄物処分 一式</p> <p>(3) 交換箇所内訳 各市営住宅における数量は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住宅名</th> <th>対象戸数</th> <th>煙感知式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>木根団地</td> <td>54</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>荒木団地</td> <td>54</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>三田団地</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>城ヶ丘団地</td> <td>31</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>緑ヶ丘南町団地</td> <td>27</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>192</td> <td>295</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）・9月29日まで</p>		住宅名	対象戸数	煙感知式	ア	木根団地	54	108	イ	荒木団地	54	103	ウ	三田団地	26	26	エ	城ヶ丘団地	31	31	オ	緑ヶ丘南町団地	27	27	カ				キ					合計	192	295
	住宅名	対象戸数	煙感知式																																			
ア	木根団地	54	108																																			
イ	荒木団地	54	103																																			
ウ	三田団地	26	26																																			
エ	城ヶ丘団地	31	31																																			
オ	緑ヶ丘南町団地	27	27																																			
カ																																						
キ																																						
	合計	192	295																																			
5	施工基準	<p>本工事は、本仕様書及び別紙に記載された部分を除いて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」ともに電気設備工事編（平成31年版）、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図」電気設備工事編（平成31年版）、並びに関係法規、関係諸官庁規則等に準拠して施工すること。</p>																																				
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取替作業に先立ち、予め監督員等と協議し入居者へ作業の周知活動を行うこと。 ・未取替箇所が無いよう作業を行う中で、入居者が不在の場合は、初回を含め3回以上訪問し、通知を入れる等、不在者との接触に努めること。 ・また、訪問及び連絡の日時・内容等を訪問記録を作成しすること。 ・住宅用火災警報器は、日本消防検定協会鑑定基準合格品とし、同機器は電池式で、電池寿命が10年以上のものを使用すること。 ・この他、本工事で使用する材料等は、J I S規格又は関係法規に合格した新品とし、事前に機器承諾書を発注者に提出し、承諾を得ること。 ・各住宅で交換する住宅用火災警報器は、煙感知式とする。 ・住宅用火災警報器の交換後、直ちに機能試験を実施し、使用可能な状態にすることとします。 <p>その際に、入居者に対して取扱説明を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事にかかる官公庁への手続は受注者が行うこととし、これに要する費用は受注者が負担すること。 ・本工事で発生した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理を行うこと。 ・本仕様書等に記載のない事項で、本工事を完了するうえで技術上、保安上又は法規上必要な事項については、発注者と協議すること。 																																				